

学校教育目標
友と学ぶ子
心豊かな子
体をきたえる子

鴻巣中央小学校 いじめ防止基本方針



鴻巣市立鴻巣中央小学校

平成 26 年 6 月

平成 29 年 6 月改訂

平成 30 年 8 月改訂

令和 2 年 8 月改訂

はじめに

いじめ問題の解決は、「いじめを許さない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切である。そこで、学校・家庭・地域が一体となって、いじめ問題に取り組むため、本校の学校いじめ防止基本方針を策定する。

I いじめの定義と基本認識

1 いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

2 いじめの基本認識

以下の①～⑧は、いじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側に原因があるという見方は間違いである。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方にも大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

II いじめの未然防止

1 児童や学級・学年・学校の状態の把握

（１）教職員の気づき

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。児童と同じ目線で物事を考え、共に笑い、怒り、涙を流すような経験を共有していく。教職員は、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていく。

（２）実態把握の方法と支援

個々の児童の状況や学級・学年・学校の状態を把握していくなかで、友だち関係をうまく築くことができなかつたり、友だちに対して乱暴な言動をとったりする児童に対して、個々に指導や相談を積極的に行う。また、保護者にも学校での様子を話したり、家庭での様子を聞いたりして、児童への指導や支援に生かす。

特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う関係づくり

（１）児童と教師の信頼関係

児童は、教職員の言動に目を向けている。教職員が児童のよきモデルとなることが、いじめ未然防止に大きく影響する。

(2) 心の通い合う教職員の協力体制

あたたかい学級経営や教育活動を展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠である。教職員は、互いに学級経営や授業、生徒指導について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気づくりに努める。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。

(3) 自尊感情を高める学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、友だちや他学年の児童と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりに努める。その中で、「こんなに認められた」「人に役に立った」という経験をさせ、児童を成長させる。また、教職員は児童にあたたかい声かけを行い、「認められる」という自己肯定感につなげる。

3 児童一人一人を大切にした教育活動の実践

(1) 分かる授業・楽しい授業の展開

①教科

【自己決定の場を与える】

- ・児童が主体的に学べるように個に応じた支援を行う。
- ・児童が学習課題や学習方法、学習形態を選択しやすいようにする。
- ・一人で調べたり、考えたりする時間を十分に設ける。
- ・児童が自分の考えをみんなの前で発表する場を設ける。
- ・児童が学習を振り返り、今後の学習について考える場を設ける。
- ・自分の考えや、授業の流れが分かるようなノートの取り方を指導する。
- ・多様な考えを生むような発問を工夫する。

【自己存在感を与える】

- ・様々な発言や考えを受け止めて、大切にする。
- ・名前を呼んだり、目を見て話したりするなど、児童に存在感をもたせる。
- ・児童のつぶやきを積極的に取り入れて、発表の機会を与えたり、支援したりする。
- ・「できた」「わかった」ことを積極的に称賛したり、喜びを共有したりする。
- ・児童の学習状況を把握し、どの場面でどの児童を生かすか、見通しをもって授業展開をする。
- ・学習内容が身についていない児童には、丁寧に個別支援を行う。

【共感的な人間関係を育成する】

- ・良い授業態度を称賛し、好ましくない授業態度については指導をする。
- ・間違いや失敗を笑うような雰囲気を作らない。
- ・友だちの意見や考えに対して、うなづいたり、答えたりと反応させる。
- ・相互評価を取り入れたり、互いに励まし合い教え合ったりする場を設ける。

②道徳・人権教育

- ・「思いやり」「寛容」「公平・公正」等、道徳的価値の自覚を深め、「いじめをしない、許さない」資質を育む授業の工夫をする。
- ・人間の弱さや至らなさ等に共感し、よりよい生き方について考えられる発問を工夫する。
- ・児童同士が互いに気持ちや考えを聞き合い、確かめ合ったり、高め合ったりする話し合いの充実を図る。
- ・児童の身近な体験を想起できる導入と終末の工夫をする。

- ・いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを理解させる。
- ・人権教育の基盤である生命尊重や人権感覚をはぐくむとともに人権意識の高揚を図る。

③特別活動

- ・集団活動を通して、ルールやマナーを学ぶ機会を充実させる。
- ・学級会で異なる意見を尊重しながら、折り合いをつける態度を育成する。
- ・思いやりの気持ちを育む異年齢集団活動を充実させる。

④総合的な学習の時間

- ・一人一人の課題設定を大切に活動を通し、児童が主体的に取り組む学習過程を計画する。
- ・体験的学習を充実させる。
- ・地域社会の人との関わりを大切に学習を展開する。

(2) 人権標語の作成

児童が人権やいじめに対して意識を高めたり、実践力を高めたりすることを目的として、児童一人一人が人権標語を考え、校内に掲示する。

(3) 縦割り活動(異年齢集団活動)の充実

児童の異年齢に対する「思いやり」や「他尊感情」を育成するために、縦割り活動の充実を図る。

- ・縦割り清掃
- ・縦割り遊び
- ・縦割りランチパーティー

4 保護者や地域の方への働きかけ

(1) 家庭との連携

- ・教育相談日の活用…毎月第2金曜日(必要に応じて適宜実施)
- ・家庭訪問(表札訪問)の実施(年に1回、必要に応じて適宜実施)

(2) 授業参観

- ・年に一度、道徳の授業(人権に関わる授業)の公開を行う。

Ⅲ いじめの早期発見

1 早期発見のための手立て

(1) 教職員の児童観察

登校や授業時間、休み時間、給食の時間、清掃の時間、下校、全ての時間において児童の様子に目を配る。いじめは、教職員や大人の目が届きにくい時間や場所で起きていることを理解し、**背景にある事情や児童の感じる被害性に着目するなど、日頃から児童の見守りや信頼関係を築くよう心がける。**

また、遊びやふざけ合いの度が過ぎたり、それらを装っていじめが行われていたりする場合があるため、積極的に声をかけたり指導したりする。

(2) 学校生活思いやりアンケートの実施

年6回(奇数月)にいじめに関するアンケート調査「学校生活思いやりアンケート」を実施する。その調査結果に応じて担任が児童と個人面談を行い、いじめの早期発見・対応をする。また、保護者には年3回(学期に1回)にアンケート調査を行い、保護者からの情報ももとに児童の実態把握を行う。

児童からの相談に対しては、迅速に対応することを徹底する。

(3) いじめチェックシートの活用

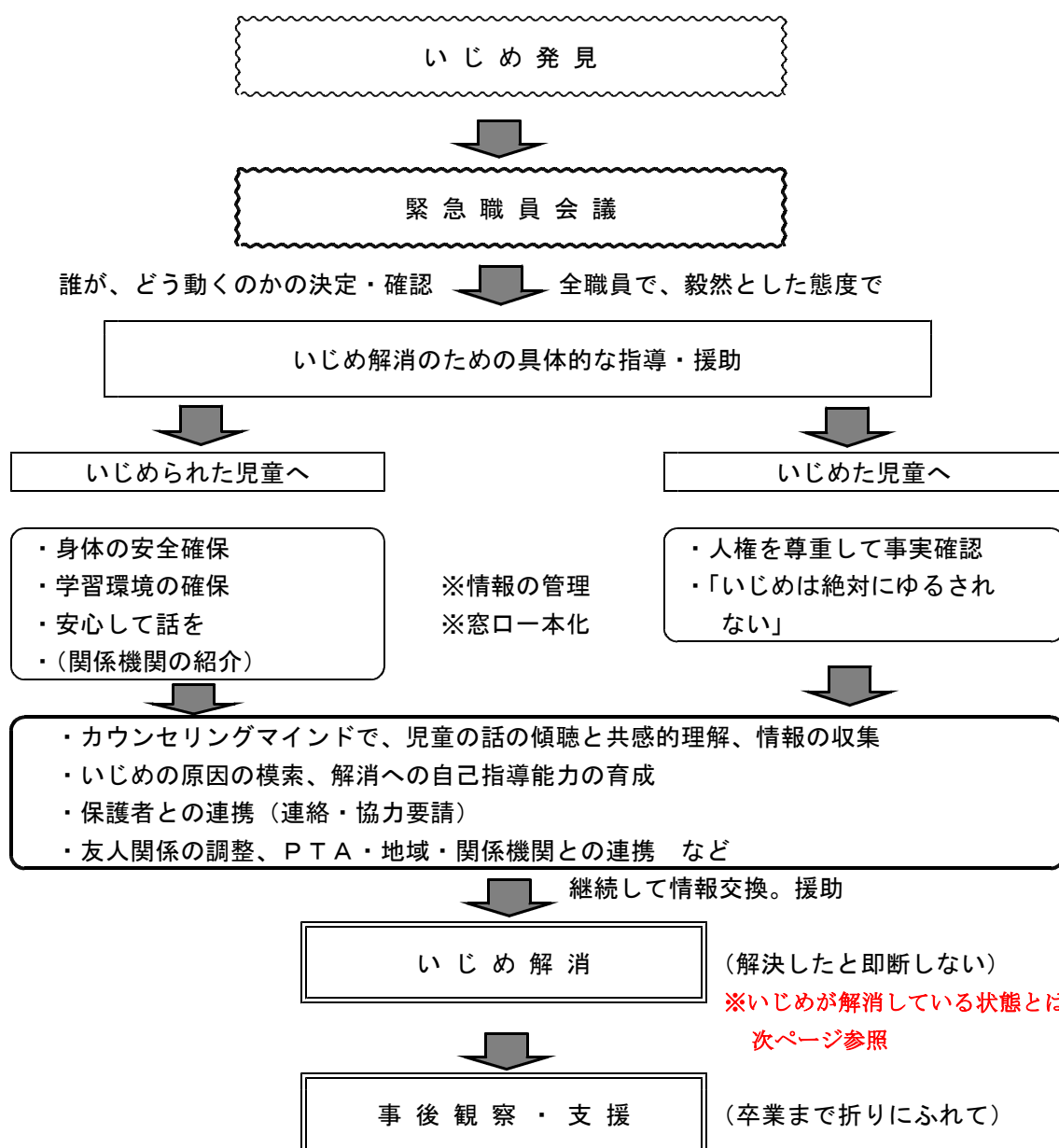
担任がいじめの兆候や児童からのいじめのサインを発見しやすいように「いじめチェックシート(担任用)」を活用する。また、児童にもいじめを発見させたり、どのような言動がいじめになるのかを理解させたりするために「いじめチェックシート(児童用)」を教室に掲示する。

IV いじめの早期対応

いじめの兆候を発見したり、**相談を受けたりした**時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応する。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて担任一人で抱え込まず、**又は、対応不要であると個人で判断せずに、学年主任、生徒指導主任、管理職に報告・相談し、**学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

1 いじめ対応の基本的な流れ

○常に「事あれば、先生方はすぐ動いてくれる」という安心感を！



○いじめが「解消している」状態とは、以下のように捉える。

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月を経過していること。
ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要と判断される場合は、上記の目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。
- ・被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。

2 いじめ発見時の具体的な対応

いじめを発見した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる児童に適切に指導を行う。併せて、直ちに学級担任、学年主任、生徒指導主任に連絡し、管理職に報告する。

(1) 実態把握と情報共有の留意点

- ・いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認はいじめられている児童といじめている児童をそれぞれ別の場所で行う。
- ・状況に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。
- ・いじめの実態把握においては、いじめを行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取ると共に、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。複数の教職員（学年主任・担任・生徒指導主任）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・短時間で正確な実態を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

(2) 児童・保護者の対応の留意点

① いじめられた児童に対して

〔児童に対して〕

- ・実態把握とともに、つらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・教職員が「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- ・自信をもたせる言葉をかけ、自尊感情を高めるよう配慮する。

〔保護者に対して〕

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ・家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

② いじめた児童に対して

〔児童に対して〕

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、児童の背景にも目を向ける。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

〔保護者に対して〕

- ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、ことの重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・ 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③周囲の児童に対して

- ・ 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者から、いじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す。
- ・ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

④児童への継続的な指導

- ・ いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・ その後の状況について把握に努める。
- ・ いじめられた児童のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取りもどさせる。
- ・ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立てて、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

3 ネット上のいじめへの対応

（１）未然防止のために

①保護者等に伝えたいこと

- ・ 児童のパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせることについて検討をしてもらう。
- ・ インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新しいトラブルが起こっているという認識をもってもらおう。
- ・ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識してもらう。

②早期発見の観点

- ・ 家庭では、携帯電話等の画面を見たときの表情の変化や、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば問いかける。そして、すぐに学校へ相談する。

③情報モラルに関する指導

- ・ インターネットの特殊性による危険や、児童が陥りやすい心理を踏まえた指導を、高学年の総合的な学習の時間において行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 (いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号)
「いじめにより」とは、児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。
「生命、心身または、財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

○ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 (いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号)
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日をめやすとする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。
さらに、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合には、直ちに鴻巣市教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、これまでの経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと鴻巣市教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、鴻巣市教育委員会の附属機関において調査を実施する。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、鴻巣市教育委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

V いじめ防止等のための対策組織の設置

本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための組織として、「鴻巣中央小学校いじめ問題対策委員会」を設置する。

1 構成員

この組織は、本校の生徒指導部会を母体とし、**心理・福祉に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等により構成する。**

また、必要に応じてPTAや地域の方、市教育委員会や弁護士、**医師、警察官経験者**など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

2 活動内容

- ・いじめ防止に関する具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・家庭や地域、関係機関との連携
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに係る情報があった時の対応
- ・学校いじめ防止基本方針の評価と見直し

3 開催

- ・月1回の生徒指導部会で、児童の情報交換を行う。
- ・いじめ事案が発生した時に、緊急で開催する。

VI その他

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

毎年度、学校いじめ防止基本方針の内容について検証し、学校いじめ防止基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。